

青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)」が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の主な改正項目について

(1) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

〔施行期日：令和8年1月1日〕

- 令和8年度分以後の個人住民税に係る控除として、納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年分の総所得金額等から控除するもの。

- 所得控除に「特定親族特別控除」を加えるほか、所要の改正を行うもの。

	【改正前】		【改正後】	
	親族等の合計所得額	控除額	親族等の合計所得額	控除額
特定扶養 控除	48万円 以下 (給与収入： 103万円 以下)	45万円	58万円 以下 (給与収入： 123万円 以下)	45万円
特定親族 特別控除 【創設】	—	—	58万円超 95万円以下 (給与収入：123万円超 160万円以下)	45万円
	—	—	95万円超 100万円以下 (給与収入：160万円超 165万円以下)	41万円
	—	—	100万円超 105万円以下 (給与収入：165万円超 170万円以下)	31万円
	—	—	105万円超 110万円以下 (給与収入：170万円超 175万円以下)	21万円
	—	—	110万円超 115万円以下 (給与収入：175万円超 180万円以下)	11万円
	—	—	115万円超 120万円以下 (給与収入：180万円超 185万円以下)	6万円
	—	—	120万円超 123万円以下 (給与収入：185万円超 188万円以下)	3万円

（２）加熱式たばこの課税方式の見直し

〔施行期日：令和８年４月１日〕

■ 加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の見直しを行うもの

○ 加熱式たばこの課税方式である紙巻たばこの本数換算を、重量と価格によって換算する方式から重量のみで換算する方式に改正するもの。

（参考）メビウス・ディープ・レギュラー・プルーム（加熱式たばこ）の場合

	【改正前】	【改正後】
換算方法	重量の要素×1/2+価格の要素×1/2	重量の要素
1箱当たり	13本相当（紙巻きたばこ換算）	20本相当
実質1本当たりの税額 （うち市税額）	9,907円（国・県・市税額合計） （4,258円）	15,244円（紙巻きたばこと同額の税額） （6,552円）

※ 実施時期について

激変緩和措置として、令和８年４月１日以降と令和８年１０月１日以降の２段階で課税方式の見直しを実施

課税標準		
現行		現行の換算本数×1.0
改正後	令和８年４月１日以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
	令和８年１０月１日以降	改正後の換算本数×1.0

（３）国民健康保険税の課税限度額の見直し

〔施行期日：公布の日〕

■ 課税限度額

【改正前】

- ・ 基礎課税額：**65万円**
- ・ 後期高齢者支援金等課税額：**24万円**
- ・ 介護納付金課税額：17万円

【改正後】

- ・ 基礎課税額：**66万円**
- ・ 後期高齢者支援金等課税額：**26万円**
- ・ 介護納付金課税額：17万円

○ 基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げるもの。

※ 介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○ この結果、国民健康保険税の課税限度額は、109万円（現行：106万円）となる。

(4) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔施行期日：公布の日〕

■ 軽減判定所得

【改正前】

- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）
+10 万円×（給与等所得者^{※1}の数－1）
+ **29.5 万円**×被保険者数^{※2}
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）
+10 万円×（給与等所得者^{※1}の数－1）
+ **54.5 万円**×被保険者数^{※2}

※1 給与所得者及び年金所得者

※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。

【改正後】

- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）
+10 万円×（給与等所得者^{※1}の数－1）
+ **30.5 万円**×被保険者数^{※2}
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（43 万円）
+10 万円×（給与等所得者^{※1}の数－1）
+ **56 万円**×被保険者数^{※2}

- 軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を 5割軽減は 30.5 万円（現行：29.5 万円）に、2割軽減は 56 万円（現行：54.5 万円）にそれぞれ引き上げるもの。
- ※ 7割軽減基準額は据え置き。

青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
（公示送達） 第七条 法第二十条の二の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を青森市公告式条例（平成十七年青森市条例第四号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第九条 施行規則 _____第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第十九条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控	（公示送達） 第七条 法第二十条の二の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____ _____青森市公告式条例（平成十七年青森市条例第四号）第二条第二項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____も のとする。 （納税証明事項） 第九条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）<u>第一条の九第二号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> （所得控除） 第十九条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控

改正後	改正前
除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第二十七条 第十三条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第三百十四条の二第四項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額	除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第二十七条 第十三条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額</u>

改正後	改正前
<u>（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十八条の二第一項第三号及び第二十八条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで 〔略〕 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第二十八条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 一及び二 〔略〕 三 扶養親族又は特定親族の氏名	_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から8まで 〔略〕 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第二十八条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 一及び二 〔略〕 三 扶養親族_____の氏名

改正後	改正前
一及び二 〔略〕 三 扶養親族又は特定親族の氏名 四 〔略〕 2から5まで 〔略〕 (国民健康保険税の課税額) 第百五十九条 〔略〕 2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>六十六万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>六十六万円</u>とする。 3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十六万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十六万円</u>とする。 4 〔略〕 (国民健康保険税の減額) 第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十六万円</u>を超える場合には、<u>六十六万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十六万円</u>を超える場合には、<u>二十六万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額から	一及び二 〔略〕 三 扶養親族_____の氏名 四 〔略〕 2から5まで 〔略〕 (国民健康保険税の課税額) 第百五十九条 〔略〕 2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>六十五万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>六十五万円</u>とする。 3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>二十四万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>二十四万円</u>とする。 4 〔略〕 (国民健康保険税の減額) 第百七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第百五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十五万円</u>を超える場合には、<u>六十五万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十四万円</u>を超える場合には、<u>二十四万円</u>）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額から

改正後	改正前
木及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。 一 〔略〕 二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>三十万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イからへまで 〔略〕 三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十六万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。） イからへまで 〔略〕 2及び3 〔略〕 附 則 （法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）	木及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。 一 〔略〕 二 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>二十九万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イからへまで 〔略〕 三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十四万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。） イからへまで 〔略〕 2及び3 〔略〕 附 則 （法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）

改正後	改正前
第二十条 〔略〕 2 から 2 1 まで 〔略〕 2 2 法附則第十五条第三十六項に規定する 条例で定める割合は、三分の二とする。 2 3 法附則第十五条第三十七項に規定する 条例で定める割合は、二分の一とする。 2 4 及び 2 5 〔略〕 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告） 第二十一条 〔略〕 2 から 1 2 まで 〔略〕 1 3 市長は、<u>法附則第十五条の九の三第一 項に規定する特定マンションに係る区分所 有に係る家屋については、前項の申告書の 提出がなかった場合においても、マンショ ンの管理の適正化の推進に関する法律（平 成十二年法律第百四十九号）第五条の二第 一項に規定する管理組合の管理者等から法 附則第十五条の九の三第二項に規定する期 間内に施行規則附則第七条第十七項各号に 掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定 マンションが法附則第十五条の九の三第一 項に規定する要件に該当すると認められる ときは、前項の規定にかかわらず、同条第 一項の規定を適用することができる。</u> 1 4 〔略〕 1 5 〔略〕 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準 の特例）</u> 第三十四条の二 令和八年四月一日以後に第 百十五条の二第一項の売渡し又は同条第二 項の売渡し若しくは消費等（次項において 「売渡し等」という。）が行われた加熱式	第二十条 〔略〕 2 から 2 1 まで 〔略〕 2 2 法附則第十五条第三十七項に規定する 条例で定める割合は、三分の二とする。 2 3 法附則第十五条第三十八項に規定する 条例で定める割合は、二分の一とする。 2 4 及び 2 5 〔略〕 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告） 第二十一条 〔略〕 2 から 1 2 まで 〔略〕 〔新設〕 1 3 〔略〕 1 4 〔略〕 〔新設〕

改正後	改正前
<u>たばこ（第百十五条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第百十六条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第百十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第百十五条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> 一 <u>葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の〇・三五グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもって紙巻たばこの一本に換算する方法</u> 二 <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもって紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たば</u>	

改正後	改正前
<u>この品目ごとの一個をもって紙巻たばこの二十本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第百十六条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> 一 <u>第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> 二 <u>第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第百十六条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第三十四条の三 〔略〕	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第三十四条の二 〔略〕